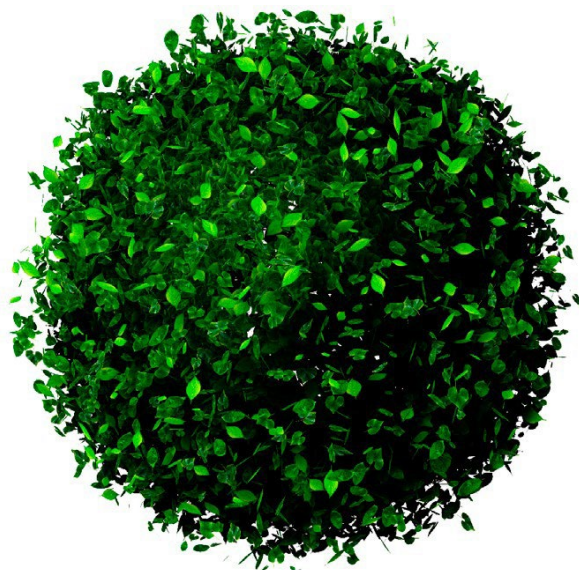


iGAAP in Focus
サステナビリティ報告
2024年10月

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく「適正な表示」

目次

背景

欧州委員会からのガイダンス草案

「適正な表示」とESRSにおけるサステナビリティ情報の質的特性

「適正な表示」と「一歩下がった（stand-back）」評価

CSRDの法的テキストとEU加盟各国法への法制化

詳細情報

このiGAAP in Focusは、[EU企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に関する欧州委員会のFAQ（FAQ草案）](#)におけるFAQ 70（草案）の公表を含む最近の動向に照らして、CSRDに基づく「適正な表示」に関する考慮事項およびサステナビリティステートメントの作成に対する影響を取り上げています。

- 「適正な表示」の概念は、サステナビリティステートメントの作成とガバナンスに影響を及ぼします。「適正な表示」を行うためには、報告された情報に関連性があり、事象の実態を忠実に表現し、完全、中立かつ正確であることを、保証提供者を含む利害関係者に対して企業が表現できるように、報告プロセスを立案する必要があります。
- 欧州委員会は、CSRDおよびFAQ 70を含む関連規制に関するガイダンス草案を公表し、保証提供者の報告書に対する期待について次のとおり言及しています。

「すべての重要な点において、ESRSに準拠した適正な表示に言及している結論の最初の部分は、次の意見を伴います。

 - 報告された情報を識別するプロセス（すなわち、ダブル・マテリアリティ評価プロセス）を含め、企業のサステナビリティステートメントがESRSに準拠しているかどうか。
 - このプロセスの結果、企業のサステナビリティに関連するすべての重要な影響、リスク、機会がESRSに準拠して開示されているかどうか。」
- CSRD自体は、サステナビリティステートメントの「適正な表示」について明示的に言及していません。
- EU加盟国の各国法の法制化や、サステナビリティ報告における「適正な表示」の使用について各国の規制当局が作成するガイダンスは、慎重に検討する必要があります。本文書の発行日時時点で、すべての加盟国が各国法への法制化を完了しているわけではありません。

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com
www.deloitte.com

背景

CSRDは、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に準拠したサステナビリティステートメントを作成し、そこに含まれる情報について独立した限定的保証を提供することを求めています。

CSRDに定められたサステナビリティステートメントの保証は、次の4つの領域を網羅する必要があります。

- ESRSに準拠して報告された情報を識別するために実施されたプロセス（ダブル・マテリアリティ評価プロセス）
- サステナビリティステートメントのESRSへの準拠
- EUタクソノミー規則第8条の報告要求事項への準拠
- デジタルタギング要件に準拠したサステナビリティ報告のマークアップ¹

欧州委員会は、CSRDおよび関連規制の適用について、作成者と保証提供者を支援するためのガイダンス草案を発行しました。このガイダンスは、FAQ（FAQ草案）の形式で提供されています。本稿執筆時点では、FAQ草案は、EU官報に掲載される前に欧州連合の公用語に翻訳されている段階です。FAQ草案は市中協議の対象ではなく、一般的にEU官報に最終的に公開される前に、編集上の修正以外の変更が加えられることは見込まれていません。

欧州委員会からのガイダンス草案

FAQ草案には、保証の観点においても作成者にとって直接的かつ重要な意味を持つFAQ 70草案が含まれています。

FAQ 70草案には次のように記載されています。

- 「...保証提供者は、サステナビリティステートメントに含まれる情報が、欧州連合が採択した**ESRSに準拠して適正に表示** [太字は筆者追加] されておらず、サステナビリティ情報をマークアップするための法的要求事項（すなわち、デジタルタギング）およびタクソノミー規則第8条の報告要求事項に準拠していないと信じさせる事項が、**すべての重要な点において、認められなかったという結論を下すことができるような手続きを実施することが期待される。**」
- 「...すべての重要な点において、ESRSに準拠した適正な表示に言及している結論の最初の部分は、次の意見を伴う... [ダブル・マテリアリティ評価] **プロセスの結果、企業のサステナビリティに関連するすべての重要な影響、リスク、機会の開示がESRSに準拠してなされたかどうか** [太字は筆者追加]。」

Observation

保証提供者が、情報が適正に表示されているかどうかについて結論を下すための前提条件は、企業自体がそのような結果をサポートする報告プロセス、ガバナンス、および内部統制の枠組みを構築していることです。

経営者またはガバナンスに責任を有するものの責務には、次のものが含まれます。

- ESRSの要求事項に準拠したサステナビリティ情報の作成（適正な表示を含む）
- サステナビリティ情報の作成の基礎を説明し、また情報が適正に表示されていることを裏付ける明確な開示
- ESRSの要求事項に準拠し、重要な虚偽表示のないサステナビリティ情報を準備するために必要であると企業が判断する内部統制システムのデザイン、実装、および維持²

この報告プロセス、ガバナンス、および内部統制の枠組みは、企業が人々や環境に及ぼす重大な影響（impact）、並びに企業の成長、経営成績、および財政状態に及ぼすサステナビリティ事項の重要な効果（effect）を理解できるような情報を、利用者が適切に識別できるようにする必要があります。企業は、ESRSに定められた情報の質的特性が満たされていることを確認する必要があります。そしてこれらは、その情報に関連性があり、事象の実態を忠実に表現し、完全、中立かつ正確でなければなりません³。

1. 欧州委員会は、サステナビリティステートメントのマークアップのためのデジタルタクソノミーをまだ適用していません。FAQ草案では、そのような適用がなされるまで、サステナビリティステートメントはマークアップする必要はないと説明しています。

2. 2024年9月に国際監査・保証基準委員会（IAASB）によって承認され、公益監視委員会（PIOB）による認証によって最終化される[国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000、サステナビリティ保証業務の一般的要求事項](#)に基づく。

3. 欧州監査監視機関委員会（CEAOB）が発行したガイダンスは、企業自身の報告プロセスに関して保証提供者が何を求めるべきかについて詳しく説明しています。[サステナビリティ報告における限定的保証に関するガイドライン](#)

「適正な表示」とESRSにおけるサステナビリティ情報の質的特性

ESRS 1号「全般的な要求事項」は、サステナビリティステートメントの利用者が、企業が人々や環境に及ぼす重要な影響（impact）、並びに企業の成長、経営成績および財政状態に及ぼすサステナビリティ事項の重要な効果（effects）を理解できるように、企業が開示すべきサステナビリティ情報を規定するという基準の目的を定めています。また、その目的を達成するためサステナビリティステートメントの情報が有する必要がある質的特性も規定しています。これらは、国際会計基準審議会（IASB）の「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）とほぼ一致しており、重要なことに、（比較可能性、検証可能性、理解可能性とともに）「忠実な表現（faithful representation）」と「関連性（relevance）」の概念が含まれています。

比較として、概念フレームワークに関する結論の根拠は、適正な表示（「真実かつ公正な概観」を含む他の用語とともに）は、「目的適合性と表現の忠実性の質的特性を有し...情報を別の言葉で記述したものである」と説明しています。ESRS 1号には、これらの用語が会計基準における意味と異なる方法で理解されるべきであることを示すものは何もありません。

欧州証券市場監督局（ESMA）は、その公式声明「[Off to a good start : first application of ESRS by large issuers](#)」で、発行体が「意味のあるダブル・マテリアリティ評価を実施できるように、また、ESRS 1号の附属書Bに列挙されているESRS 1号の19項で要求されている質的特性を満たすために詳細なサステナビリティ情報を提供することができるように、データ収集と分析のシステムおよび内部統制を慎重に構築する」必要性を強調しており、「これらの特性、特に関連性（relevance）と忠実な表現（faithful representation）の特性を適切に適用することは、グリーンウォッシングを防ぐ上で非常に重要である」と指摘しています。

実務では極めてまれにしか使用されませんが、IFRS会計基準には、ある要求事項に従うことが「概念フレームワーク」に示されている財務諸表の目的と反するほどに誤解を招く場合に、当該要求事項から離脱するための規定が含まれていることは注目に値します。ESRSにはそのような規定は含まれていません。

「適正な表示」と「一歩下がった（stand-back）」評価

サステナビリティ報告の文脈では、「適正な表示」には、サステナビリティ情報がサステナビリティ事項に関連するすべての重要な影響（impact）、リスク、機会を適切に説明しているかどうかの「一歩下がった（stand-back）」評価（最初にサステナビリティステートメントの作成者が評価し、その後、それについて保証提供者が評価する）が必要になります。ESRS 1号には、影響、リスク、または機会がESRSの開示要件によってカバーされていないか、または十分な粒度でカバーされていないが、企業の特定の事実と状況により重要である場合に、企業固有の開示を提供する要求事項が含まれています。

Observation

「一歩下がった（stand-back）」評価には、次の考慮事項が含まれる場合があります。

- 重要な情報が提供されているが、無関係な詳細によって不明瞭にならないように、ダブル・マテリアリティ評価プロセスがバランスの取れた方法で実施されているか。
- ESRSの詳細な要求事項に選択肢または曖昧さがある場合、企業の状況やサステナビリティ報告の利用者のニーズに最も適したアプローチが適用されているか。
- たとえば報告された指標に到達するために使用されたデータや方法論の情報源、または推定値の使用において判断が行使される場合、公正かつ偏りのない方法で行われたか。
- サステナビリティステートメントとマネジメントレポートの他の部分および財務諸表との間の要求されるリンケージは適切になされているか、また、それらは首尾一貫した説明を支援しているか。

サステナビリティステートメントの適正な表示について結論を形成する保証提供者は、企業の適正な表示の主張のための十分な証拠を収集するための追加的な手続きを実施する必要がある可能性があります。

CSRDの法的テキストとEU加盟各国法への法制化

CSRD自体は、サステナビリティステートメントの適正な表示について明示的に言及しておらず、EU加盟国の各国法への法制化や、各国の規制当局が作成するサステナビリティ報告における「適正な表示」の使用についてのガイダンスは、慎重に検討する必要があります。これは、CSRDの要求事項が、関連するEU加盟国の法律に法制化された後にのみ、報告企業に直接適用されるようになるためです。国が異なれば、法制化の際に異なる文言を使用する場合があります。これにより、複数の法域で報告の対象となる企業や、対象となるグループ企業の報告の免除を主張しようとする企業にとっては、複雑さが増す可能性があります。このような複雑な問題が生じた場合は、法律アドバイザーへの相談が必要となる場合があります。

詳細情報

この資料の内容についてご質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusに記載されている連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチツール（DART）は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)はIFRS基準の全文にアクセスが可能であり、以下のリンク先があります：

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル、IFRS基準に基づく報告のガイダンスを提供します。
- IFRS会計基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表。

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告に関する章](#)は、企業の価値を大幅に高めることができる、より広範な環境、社会、ガバナンスの問題に照らして企業が考慮しなければならない開示要求および推奨事項に関するガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTへのサブスクリプションを申し込むには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むiGAAP on DARTの詳細については、[こちら](#)をクリックしてください。

主要連絡先

グローバルIFRSおよびコーポレート・レポーティングリーダー

Veronica Poole

ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRSセンターオブエクセレンス

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
Canada	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
Mexico	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com
Asia-Pacific		
Australia	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
China	Mateusz Lasik	ifrs@deloitte.com.cn
Japan	Kazuaki Furuuchi	ifrs@tohmatsumi.co.jp
Singapore	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com
Europe-Africa		
Belgium	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
Denmark	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
France	Irène Piquin Gable	ifrs@deloitte.fr
Germany	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
Italy	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
Luxembourg	Jeremy Pages	ifrs@deloitte.lu
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	ifrs@deloitte.nl
South Africa	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
Spain	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
Sweden	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
Switzerland	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch
United Kingdom	Elizabeth Chrispin	deloitteifrs@deloitte.co.uk

原文（英語）：

[iGAAP in Focus — European sustainability reporting: Fair presentation under the Corporate Sustainability Reporting Directive \(CSRD\) \(iasplus.com\)](https://www.iasplus.com/en/european-sustainability-reporting-fair-presentation-under-the-csrd)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依頼した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301